

開催年月日 令和5年9月29日（金）

質問者 日本共産党 丸山 はるみ委員

答弁者 地域医療推進局長 古川 秀明

看護政策担当課長 佐藤 行広

質問内容	答弁内容
<p>三 看護師確保対策等について</p> <p>(一) 推計方法の変更について 新型コロナウイルスが、感染症法上5類の扱いになりましたが、ウイルス自体の脅威がなくなるわけではありません。医療現場は、緊張感の強い状況が、今なお続いております。 深刻な看護師不足について質問したいと思います。 2019年に第8次北海道看護職員需給推計が示されました。第7次までは全数調査により把握した必要数を積み上げるこうした方式でしたが、第8次では変更されました。どのような変更がなされ、推計が行われたのか、お答えください。</p> <p>(二) 看護師確保推計数について 第8次の需給推計というのは、2019年に出されたということで、コロナ禍前に行われたものです。 今さらに医療の現場が、大変になっている中で、2025年時点の看護師不足というのは、推計よりも多くなるんじゃないかと思うんですけども、北海道の見解をお聞かせください。</p> <p>今、何人不足なんだというふうに聞いても出てこないと思いますし、今のお答えだと量だけではなく、やはり質も高めていかなければならないというふうに私は受け取りました。</p> <p>(三) 看護学生への支援制度について 看護師不足解消のために新たに看護職を目指す学生に対する支援が重要だと考えています。北海道が行っている学費の支援制度について、その内容と、学生が申し込んでから決定するまでの過程を教えてください。</p>	<p>【看護政策担当課長】 需給推計についてでございますが、国では、第8次需給推計の策定に当たり、人口構造の変化や地域の実情に応じた医療提供体制の構築に資するよう、地域医療構想との整合や地域偏在の是正などの観点を踏まえた需給について検討し、従来の積み上げ方式ではなく、将来の医療需要を踏まえた推計方法としたところでございます。 道では、国から示された推計ツールにより、地域医療構想や介護保険事業計画等、直近の統計データを用いて2025年時点の医療需要において必要となる病床数の必要量やサービス見込量などを用いて、看護職員数等を推計したところでございます。</p> <p>【看護政策担当課長】 看護職員数の推計についてでございますが、道が令和元年に策定した看護職員の需給推計では、2025年の需要推計値は、常勤換算で86,421人で、供給推計値である85,005人と比べ、約1,400人の不足が見込まれると推計したところでありますが、新型コロナウイルス感染症の影響は想定していなかったところであります。 次の医療計画に係る国の策定指針におきましては、新興感染症の発生・まん延時に、対応できる看護師を地域で養成することとされており、道としては、感染症などに迅速かつ的確に対応できる専門性の高い看護職員の養成・確保を含め、引き続き、看護職員の確保対策に取り組んでまいります。</p> <p>【看護政策担当課長】 道の修学資金貸付制度についてでございますが、道では、看護職員の確保と地域偏在及び領域別偏在の解消を図るため、将来、道内で看護業務に従事しようとする看護学生に対し、修学に必要な資金の貸付を行っており、看護職員が不足する地域の中核病院に就業しようとする学生については、貸付額の加算も行っておりますほか、対象の施設に一定期間従事した場合には、返還を免除しているところでございます。 また、修学資金を貸付するまでの過程につきましては、各養成施設に対し、毎年3月には、継続貸付希望者、4月には、新規貸付希望者の事前調査を行った上で、施設に対し、貸付に係る申請書類の提出依頼を行い、施設から提出された申請書類について、内容を審査し、貸付を決定しているところでございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>再一（三） 1つお願いなんですけれど、新規申し込みについて、入学してからの募集ではなく、もっと早く、例えば3月の入学が決定した時点で募集をかけることで、少しでもお金の心配なく学業に専念できるようにしてほしいと思うんですけれども、募集の時期を、新規ですけれども、新規の募集の時期を前倒しすることは考えられないのでしょうか。</p> <p>もうちょっと私の方でも考えてみたいと思います。</p> <p>（四）貸付制度の実態について 現在の学費貸付制度について、当初の応募人数と貸付けを利用できた人数の推移を直近5年でお答えください。また、貸付制度の直近5年での予算額に対する執行額は、どのようになっているのか教えてください。</p> <p>再一（四） 申請者と貸付者数にもっと乖離があると思ってたんですけれども、予想していたよりも乖離が少なかった。そして予算額を全額使っているわけではないということが分かりました。この状況であれば、申請者全員が制度を利用できるようにするべきではないでしょうか。いかがですか。</p> <p>【指摘】 予算と執行額の乖離があるということの理由を説明されたところですが、ただ、やっぱりね、学びたいという学生を応援したいというのが、人の情けとか人情だというふうに思いますから、根本的には予算を増やしてほしいということを指摘しておきたいと思います。</p> <p>（五）給付型奨学金の創設について 北海道民医連が行ったアンケートでは、食費を削って授業料に充てるとか、生活のためにアルバイトに時間をとられ、看護学生がですよ、学業に集中できないという声が寄せられているんです。 道内で看護師を目指す生徒を増やすと同時に、先に述べた看護学生が勉強に集中できる時間を確保するためにも、返済の心配がない給付型の奨学金制度創設必要と考えますけれども、北海道としてその考えはありますか。</p>	<p>【看護政策担当課長】 新規貸付者の希望についてでございますが、合格発表や入学手続き時期につきましては、各養成施設ごとで異なっておりまして、施設によっては、入学者の二次募集を実施するなど、3月下旬でなければ、入学者が確定しない施設もあり、養成施設の事務負担等も考慮すると対応は難しいところと考えているところでございます。</p> <p>【看護政策担当課長】 修学資金貸付制度の実績についてでございますが、過去5年間の新規と継続を合わせた申請者と貸付者数は、平成30年度は、580人に対し515名、令和元年度は、498名に対し498名、2年度は、554名に対し497名、3年度は、519名に対し519名、4年度は、617名に対し582名となっております。 次に、予算額と執行額は、平成30年度は、2億88万円に対し、1億9,584万8千円、令和元年度は、1億9,520万4千円に対し、1億9,047万2千円、2年度は、1億9,318万8千円に対し、1億9,293万2千円、3年度は、2億3,928万円に対し、2億2,311万1千円、4年度は、2億8,448万6千円に対し、2億7,092万6千円となっているところでございます。</p> <p>【看護政策担当課長】 執行額との乖離があった理由でございますが、貸付決定後に、就職希望先の変更等により、修学資金の必要がなくなり辞退がありましたほか、年度途中で退学や休学により、貸付の取消や停止となった方が出たことなどから執行残が生じているところでございます。 執行残につきましては、これまでも追加の貸付などを行ってきたところであり、今後も適切に執行してまいります。</p> <p>【看護政策担当課長】 看護学生に対する奨学金についてでございますが、道では、これまで、道内で看護業務に従事しようとする看護学生に対し、修学に必要な資金の貸付を行っており、令和3年度には、看護職員が不足する地域での就業をさらに促進するため、修学資金の貸付額の増額や、返還免除対象施設の拡大といった制度改正を行い、経済的な不安なく修学できるような学生への支援を行ってきたところでありまして、対象の施設に一定期間従事した場合、返還を免除しているところでございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>【指摘等】 北海道として給付制の奨学金はやらないということですから、やっぱり貸付制度をですね、もう少し拡充していただきたいところを重ねてお願いをしておきます。</p> <p>（六）就業定着と離職防止策について 就業定着と離職防止策も重要だと思います。北海道は、それぞれどのような支援事業を実施しているのか教えてください。</p> <p>（七）緊急的な看護師確保対策について 出産、育児、介護など、ライフサイクルに応じた支援を充実させることが大変大事だというふうに思うわけです。現場の実情として、看護師の産休、育休取得、またこうしたタイミングで離職してしまうケースもあるというふうに聞いています。 民間の派遣会社から看護師の紹介を受けるというケースもあるみたいなんですけれども、この場合、かなりの額の紹介料が取られていると聞いています。看護師確保に多額の紹介料が取られている実態を北海道として把握しているのでしょうか。 また、道が委託しているナースバンクの機能をさらに充実強化して、迅速な紹介を実現することで、病院側の負担軽減に繋がるよう取り組むべきではないかと考えますが、見解を伺います。</p> <p>紹介料1件当たり平均91万8千円ということですからかなりの負担だと思うんですね。そもそも大変な状況、処遇改善が望まれている中で、こうしたお金をかけなければいけないという状況は、早期に改善されるべきだというふうに思います。</p>	<p>道としては、本修学資金の貸付制度と併せ、独立行政法人日本学生支援機構が行っております給付型及び貸与型の奨学金のほか、市町村や医療機関が行っている奨学金制度の活用につきまして制度の周知を図り、看護師を目指す学生の確保に努めてまいります。</p> <p>【看護政策担当課長】 就業定着等についてでございますが、道ではこれまで、看護職員の就業定着や離職防止の取組として院内保育所の施設や運営費について支援しますとともに、短時間勤務制度等、多様な勤務形態を導入する病院やナースステーション等の拡張などによる勤務環境の改善、看護師宿舍の整備などに対する補助事業を実施してきたところであります。 また、新人看護職員の離職を防止するため、医療機関が実施する新人看護職員への研修に対する支援も実施し、就業定着に努めているところでございます。</p> <p>【看護政策担当課長】 看護職員の確保についてでございますが、厚生労働省の職業紹介事業報告によりますと、全国の有料職業紹介事業所の斡旋による看護職員の就職件数は、令和3年度、57,305件となっており、また、令和元年度に厚生労働省が行った職業紹介事業に関する調査によりますと、紹介手数料は1件あたり、平均91万8千円となっているところでございます。 このため、国では、これまで、職業安定法や関係指針を改正し、手数料の情報開示義務、就職後2年間の転職勧奨禁止などの規定や、適正な職業紹介事業者の基準を策定し、認定制度を創設してきたほか、今後は、医療・介護・保育の有料職業紹介事業者に対し、転職勧奨や就職祝い金の規制に係る集中的指導監督などを実施し、悪質な紹介事業者の排除や、更なる透明化を図るため、紹介手数料、離職率の公表などを行っていくと承知をしております。 道としては、今後も、ナースセンターに配置する専任の看護職員による無料の職業紹介、いわゆるナースバンクを有効活用していただけるよう、道内の医療機関等からのご意見を伺うなどし、看護協会やハローワークなどとも連携し、取組を進めてまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(八) 看護師の処遇改善について</p> <p>昨年10月に新設された看護師処遇改善のための制度「看護職員処遇改善評価料」では、実際に給料が上がった方もいらっしゃいますが、一部だったと、さらに対象の医療機関が狭く限定されていて、訪問看護の看護師は対象外など、現場に混乱をもたらしていると聞いています。今後も看護ニーズは拡大していきます。</p> <p>北海道は、国に対して全ての看護師の処遇改善に繋がる内容に見直すことを求めるべきと考えますが、見解を伺います。</p>	<p>【地域医療推進局長】</p> <p>看護師の処遇改善についてでございますが、看護職員処遇改善評価料は地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、創設されたものでございますが、救急医療管理加算の届出があり、かつ、救急搬送件数が年間200件以上などの施設基準を満たす必要があり、対象となる医療機関は限られているところでございます。</p> <p>このため道では、人材の確保や地域偏在の解消を図るため、地域の医療機関においても、幅広く看護職員の処遇改善が行えるよう、今年度、国へ要望を行っているところでございまして、今後も、国の動向を注視しながら看護職員の処遇改善に取り組んでまいります。</p>

